

兵庫県保健医療計画の改定について

平成 23 年 8 月
兵 庫 県

1 趣 旨

兵庫県では、地域の重要課題及び改正医療法の趣旨を踏まえ、4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）の医療連携体制の構築及び在宅療養体制の充実、医療機関の医療機能の明示に重点を置いて、平成 20 年 4 月に保健医療計画の第 5 次改定を行った。

その際、基準病床数については、平成 18 年 4 月の第 4 次改定で設定した全県及び 2 次保健医療圏域ごとの基準病床数を据え置いており、平成 23 年 4 月に 5 年の改定期限を迎えたことから、基準病床の見直し等を中心とした一部改定を行ったところである。

平成 25 年 4 月には 5 年の法定期限を迎えるため、全面改定を行うこととする。

2 改定の視点

平成 20 年 4 月の第 5 次改定を行った現行の保健医療計画について、平成 23 年 4 月に見直した基準病床数等も含めた全面改定を行う。

(1) 2 次保健医療圏域

2 次保健医療圏域は、現行の 10 圏域を基本と考えつつ、圏域間の入院患者流出入状況、中核的医療機関の分布等を踏まえ、見直しの妥当性を検討する。

(2) 基準病床数

基準病床数については、算定に当たり、国の動向を把握し見直しを行う。

(3) 医療連携体制

現行の 4 疾病 5 事業に加え、精神や在宅医療等、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を図るために確保を必要とする事項について検討する。

(4) その他

現在、国において検討会が設置され、医療計画のあり方や見直しについての検討を行っているところであることから、こうした国の動向を踏まえ、記載すべき内容等についても検討を進める。

3 計画期間

平成 25 年 4 月から 5 年間とする。ただし、社会・経済情勢の変化や大幅な制度改正などがあった場合には、必要に応じて 5 年の経過を待たずに見直すものとする。

4 医療需給調査の実施

計画の全面改定に当たっての基礎資料とするため、県民の受療動向と県内の医療提供体制に関する医療需給調査を実施する。

調査種別及び内容

(1) 患者調査

県内医療機関を対象とした入院患者等に関する調査

(調査内容) 患者の居住市町、性別、年齢、病名、病床種別等

(2) 医療施設調査

県内医療機関の医療機能等の調査

(調査内容) 医療従事者、医療連携、診療内容、医療機器等

5 検討体制

医療審議会保健医療計画部会において、医療需給調査の調査内容等の検討を行う。

また、各圏域については、圏域健康福祉推進協議会医療部会等において、医療需給調査の結果報告等を行う。

6 今後のスケジュール

平成23年	8月	医療審議会保健医療計画部会（改定方針、調査票案）
	10月	医療需給調査の実施
	11～3月	調査票集計・結果分析
平成24年	3月	医療審議会保健医療計画部会（調査結果について） 医療審議会（改定にかかる諮問）
	4月～	改定骨子等検討、2次医療圏域及び基準病床数の見直し検討
平成25年	1～3月	医療審議会保健医療計画部会（計画改定案） 医療審議会（答申）
	4月	告示